高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助事業）

第２条　県は、土佐和牛の生産基盤の強化を図るため、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う土佐和牛経営安定対策推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を１部知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条第１項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

（１）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。

（２）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

（３）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

（４）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

（５）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

（６）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

（７）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

（８）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

（９）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

（10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（２）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。

（４）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（５）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（６）補助事業の実施に当たっては、第５条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者又は契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（７）補助事業者（市町村を除く。）について、県税及び税外未収金債務の滞納がないこと。

（８）補助事業者は、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならない。

（補助事業の変更等）

第７条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を１部知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（１）補助金額が増額となる場合

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（補助金の概算払の請求）

第８条　補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第３号様式による概算払請求書を１部知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第９条　知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第５条ただし書各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告等）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに別記第４号様式による実績報告書を１部知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月15日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条　知事は、前条第１項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（関係書類の保管）

第12条　補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保管しなければならない。

（グリーン購入）

第13条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第２項第３号から第５号まで、第９条、第10条第３項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

　この要綱は、令和２年６月３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附則

　　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

　　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の内容及び補助対象経費 | 補助率 |
| １　土佐和牛経営安定基金造成  市町村が行う、農家に貸し付けることを目的に和牛の導入及び自家保留に要する経費に対する基金造成の取組に補助する。  　　補助対象経費となる基金運用の内容は以下のとおりとする。  （１）家畜導入費  　　　対象家畜は以下の要件を全て満たすものとする。  　　ア　褐毛和種高知系又は黒毛和種で、子牛登記証明書又は登録証明書を有する牛  　　イ　導入時点で12ヵ月齢未満のもの。ただし、妊娠中の雌牛に限り48ヵ月未満のものも認める。  　　ウ　自家保留された牛の場合は、直近の市場価格等を勘案した評価額をもって家畜導入費に充てるものとする。  （２）その他経費  　　　対象家畜の導入等に要した経費（家畜市場手数料、家畜評価手数料、委託購入手数料、購入旅費、家畜輸送経費（自動車等の運賃、積込料、貨車諸設備費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃及び輸送保険料））及び飼養管理に必要な経費（登録手数料、授精料等）の合計額 | 基金造成額の３分の１以内 |
|

別記

第１号様式（第４条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長名

令和　　年度高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金交付申請書

　　　　　年度において、土佐和牛経営安定対策推進事業を下記のとおり実施したいので、高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、

補助金　　　　　　　円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

　様式１　土佐和牛経営安定基金造成

様式１　土佐和牛経営安定基金造成

１　事業の目的

２　肉用牛の貸付に必要な基金造成の内容及び経費配分

（１）事業費の対象となる基金造成計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業主体 | 事業区分 | 受益者 | |
| 戸数 | 頭数 |
|  | 肉用牛の導入 |  |  |

（２）事業に関する負担区分

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容及び事業量 | | | | 負担区分 | | | |
| 品種 | 頭数 | 単価 | 事業費 | 基金造成に要する経費 | | | |
| 県補助金 | 市町村費 | その他 | 計 |
| 褐毛和種 |  |  |  |  |  |  |  |
| 黒毛和種 |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |

３　市町村の収支予算

　（指定様式なし、予算書等既成の資料を添付）

４　事業着手（予定）年月日

　　年　　月　　日

第２号様式（第７条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長名

令和　　年度高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金

変更（中止・廃止）承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　号で補助金の交付の決定通知がありました令和　　年度土佐和牛経営安定対策推進事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金交付要綱第７条の規定により、承認されたく申請します。

記

（注）　記の記載は、別記第１号様式の記に準じます。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止・廃止）理由」と書き換え、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。 また、添付書類については、補助金交付申請書に添えたものに変更がある場合のみ添えてください。

第３号様式（第８条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長名

令和　　年度高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金概算払請求書

　　　　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　号で（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金について、下記により金　　　　　　　　　　円を概算払により交付されたく、高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金交付要綱第８条の規定により請求します。

記

１　概算払請求額

（単位：円、％）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　費 | 交付決定額① | 概算払請求額② | ②／①×100 |
|  |  |  |  |

２　概算払請求理由

３　振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名

第４号様式（第10条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長名

令和　　年度高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度土佐和牛経営安定対策推進事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、その実績を報告します。

記

（注）　記の記載は、別記様式第１号様式の記に準じます。